

23 連帯債務と共同訴訟

コンスタンティノス・パナゴポウロス

I. 連帯債務

II. 共同訴訟

1. 概 念

2. 要 件

3. 共同訴訟人の訴訟上の地位

III. 連帯債権者または連帯債務者としての共同訴訟人

I. 連帯債務

1. ギリシャ民法は、受動的な「連帯債務」と能動的な「連帯債務」のふたつの連帯形態を有する。

ギリシャ民法第481条によれば、同一の給付につき数人の債務者がある場合に、各債務者は全部の給付をなすべき義務を有するが、債権者は全部の給付を一度に請求する権利を有するときは、連帯債務が成立する。

そのほか、民法第489条によれば、同一給付について数人の債権者が存する場合で、各債権者は全部の給付を請求する権利を有するが、債務者はその給付を一度になすべき義務を負うとき、連帯債権が成立する。

さらに民法第498条は、数人が不可分給付をなすべき義務を負担するとき、連帯債務に関する規定を適用する、と定めている。

2. 従前⁽¹⁾、連帯債務は、複数の独立した義務を内容とするものと考えられ、複数の主体に関わるが、ひとつの義務を有するにすぎないとみなされる共同債務 (Mitschuld) と区別された。しかし、この分別は、民法典の施行にあたり、旧規定においてまたは法的行為において共同債務が問題となる場合、今後、これは連帯債務を意味し、かつ、民法第481条以下の準用規定を適用する、という明文規定を有する民法施行法により廃止された。

(1) これについては、*Mariannos Karasis: Der Begriff der Gesamtschuld*(gr.) 1982 S. 15 ff.

3. 連帯債務は、今日、単一債務であるが⁽²⁾、連帯債務に基づき、その主体間に複数の債務が生ずると解されており、その結果、連帯債務の《単一性》(Einheitlichkeit)は、《数人の債権者または債務者間で連帯債務から生ずる特殊な債務を束ねる不可避的な目的論的結合 (unvermeidliche teleologische Verbindung) とみなされる》⁽³⁾。

4. したがって、この画一的目的すなわち単一性が債務関係に欠如するとき、いわゆる不真正連帯債務 (unechte Gesamtschuld) が問題となり⁽⁴⁾、事情によっては民法第481条以下の若干の規定が類推適用される⁽⁵⁾。

しかし、この真正連帯債務と不真正連帯債務との区別は、以下のふたつの点から批判に晒されている：

そのひとつによれば、連帯債務の概念は拡張され、消極的見解によれば不真正連帯債務とみなされる事例までもが連帯債務の範疇に組み込まれる。他の見解は、不真正連帯債務の内のいくつかの事例は所与の（拡張されていない）概念により連帯債務を意味するのに対して⁽⁶⁾、それ以外の事例は連帯債務とはみなされず、民法第481条以下の規定の適用は（類推適用さえも）認められない⁽⁷⁾、と主張する。

不真正連帯債務の例としては、保険を掛けた物が損壊した場合の不法行為から生ずる行為者の債務（民914条）と契約に基づく保険者の債務、受託者から物が盗まれた場合も同様に、犯罪行為に基づく盗人と契約に基づき責任を負う受託者の例などが挙げられる。

II. 共同訴訟

1. 概 念

(2) *P. Vallindas* : ErmAk 481 Nr. 40. *Georgiades-Stathopoulos* : AK 481-482 Nr. 14. *P. Zepos* : Schuldrecht AlgTeil (gr.) 1969 S. 177 und 180. *M. Karasis* : oben S. 65, f. und 94 f. 反対, *Balis* : Schuldrecht (gr.) 3e Aufl. S. 534.

(3) *P. Zepos* : oben S. 177. Vgl. auch *Mitsopoulos* : Dike 10 S. 196 Anm. 59.

(4) *P. Vallindas* : oben Einf. Art. 480-495 Nr. 37 und 52 f. *Spyridakis-Perrakis* : AK 4813. Vgl. aber *Georgiades-Stathopoulos* : AK 481-482 Nr. 8 f.

(5) これについては争いがある。それについては, *Spyridakis-Perrakis* : oben, Anm. 4.

(6) *Georgiades-Stathopoulos* : oben, Anm. 4.

(7) *S.M. Karasi* : oben S. 429 und 442 f.

《homodikia》(《共同訴訟》)という専門用語によれば、数人中の多数が当事者として、一方、もしくは相対立するふたつの訴訟上の地位において現われることを意味する⁽⁸⁾。

ギリシャ民事訴訟法典は、通常共同訴訟と必要的共同訴訟のふたつの共同訴訟形態を有する。

前者は、数人による、もしくは数人に対する共同提訴の義務ではないが権限を有するという意味で、任意である。逆に、必要的共同訴訟の場合、共同訴訟人の関与⁽⁹⁾は、立法者の共同提訴の要請によりはじめから、または、訴訟に関与していない者に対する訴訟告知を通じて後発的に、不可欠となる。

通常共同訴訟および必要的共同訴訟は、その性質および目的からすれば全く似つかないものであるにもかかわらず、その名称を相互に同じくしているとの見解が唱えられている⁽¹⁰⁾。というのは、我々は、必要的共同訴訟の場合、ひとつの訴えのみを、したがって、共同訴訟人が単一を具現する法律関係としてひとつの訴訟のみを扱わなければならないが、通常共同訴訟の場合には、複数の訴えの主体的併合、すなわち単に共通の手続きの中で実施される複数の手続きが問題となるからである。

対立する見解によれば⁽¹¹⁾、必要的共同訴訟の場合もまた(通常共同訴訟の場合と同様に)、ひとつの共通する手続きの中で追行される訴訟の複合体が問題になるが、この訴訟は必要的共同訴訟ゆえに、すなわち《必要的共同訴訟により求められる目的から》⁽¹²⁾、密接な相互依存関係にある点で相違が認められる。共同訴訟人相互の基本的な訴訟上の地位の相違は、以下で明らかにするように(後掲3.)、通常共同訴訟または必要的共同訴訟の性質と類似する。

2. 要 件

通常共同訴訟の要件は、民事訴訟法第74条に3つの事案類型に分けて列挙されている。この共同訴訟はすなわち、共同訴訟人間に権利もしくは義務の共同関係が成立するとき、同様に、共同訴訟人の権利もしくは義務が存する場合で、

(8) 原告—被告、申立人—申立ての相手方、等々。

(9) *Kerameus* : Zivilprozessrecht (gr.) 1986 S. 262.

(10) *K. Beys* : ZPO 74 S. 400-401 und 411-412.

(11) *Delikostopoulos-Sinaniotis* : KommZPO 77II 1 S. 225. *Gesiou-Faltsi* : Die Streitgenossenschaft im Zivilprozess (gr.) 1970 S. 20 f., 162 f, 219 f. *Dieselbe* : *Dike* 5 S. 570 Anm. 2. *Mitsopoulos* : *Dike* 10 S. 172-173 und Anm. 23.

(12) *Mitsopoulos* : oben S. 173.

しかもその権利・義務が異なるにもかかわらず、同一の事実上または法律上の原因に基づくとき、さらに、(必ずしも必要的ではないが)訴訟対象が類似の事実上または法律上の原因に基づく類似の請求権または義務であるとき、成立し、いずれの共同訴訟人にも当該裁判所の管轄権が認められることを要件とする。

必要的共同訴訟の要件は、民事訴訟法第76条第1項に規定されている。この共同訴訟は、争訟事件が合一にのみ規制されうるとき、下されるべき判決の効果が共同訴訟人すべてに及ぶとき、共同訴訟人が共同してのみ訴えもしくは訴えられることができるとき、または、事情により、共同訴訟人に対して矛盾した判決を下すことができないときである。

3. 共同訴訟人の訴訟上の地位

通常共同訴訟は、通常、民事訴訟法第75条第1項が規制する各共同訴訟人の独立した訴訟上の地位により特色付けられる。同条項によれば、共同訴訟人の一人の作為および不作為はその他の共同訴訟人に対して影響を及ぼさない(訴訟行為の主体的効果に関する原則)。これは、例えば、各共同訴訟人の一人が、その他の共同訴訟人の地位に影響を及ぼすことなしに、独立して出廷もしくは欠席し、訴えの取下げ、認諾などを行うことができることを意味する。

これとは異なり、必要的共同訴訟の場合、訴訟行為の客体的効果は、通常⁽¹³⁾、各共同訴訟人の行為はその他の共同訴訟人の利益にも不利益にも及ぶと規定する民事訴訟法第76条第1項に拠り所を置く。そのほか必要的共同訴訟の場合、いずれかが、始めからつまり訴えの提起時から当事者たる地位を取得していない場合には、最終的に訴訟告知を受ける⁽¹⁴⁾(民訴86条)。当初から共同訴訟人である者、もしくは後に訴訟告知を通して共同訴訟人になった者は、訴訟に現われなくとも、出廷した共同訴訟人によって代理されたものとみなされる。

III. 連帯債権者または連帯債務者としての共同訴訟人

1. 連帯債務については、通常共同訴訟が問題になるのか、それとも必要的共同訴訟なのかについて、定説がない。

2. 通説によれば⁽¹⁵⁾、連帯債務者は、いずれにせよ民事訴訟法第74条第1号にある第1カテゴリーの通常共同訴訟人である(権利もしくは義務共通)——

(13) 和解、認諾、仲裁契約という例外がある(ギ民訴76条2項)。

(14) 強制的共同原告または同被告の場合を除く。

不真正連帯債務を除く（これについては下記参照）——。したがって、民法第494条の不可分給付義務の場合である⁽¹⁶⁾。主として民法第486条および492条の実体法規ならびに連帯債務の構造から派生する事項は、該当する諸規定の中で入念に起案されている。

民法第486条は、特に、共同債務者の一人に生じる事項は、原則としてその他の債務者の利益にも不利益にも効力を及ぼさないと規定している。このことは、同様の見解によれば、常に、必要的共同訴訟の一人の行為をその他の共同訴訟人の利益にまた不利益に及ぼすと規定する必要的共同訴訟について定める民事訴訟法第76条第1項の規定と相容れるものではない。——我々が見たように——通常共同訴訟の場合、すなわち通常共同訴訟人の一人の作為および不作為がその他の共同訴訟人の利益にも不利益にも及ばない通常共同訴訟の場合にあてはまる共同訴訟人の行為の主体的効果の原則を受け入れる⁽¹⁷⁾。さらに通常共同訴訟に関する同様の見解の範囲では、同様に、民法第486条と同趣旨を規定する既判力の主体的効果を根拠にある論拠⁽¹⁸⁾が打ち出されている。要するに、連帯債務の構造が連帯債務を規制する実体法規定の構造の中で制約されているように、すなわち事実上、各連帯債権者があたかも唯一の権利者であるかのように、債務者に給付の履行を自ら求めるのは各連帯債権者の権利であり、またそれに相応して、各連帯債務者があたかも唯一の債務者であるかのように、債権者に全給付を履行するのは各連帯債務者の義務であり、一般に、連帯債務の構造は必要的共同訴訟ではなくて通常共同訴訟の問題解決に役立つと考えている。

それにもかかわらずこの見解では、不真正連帯債務（前掲 I 4 参照）、例えば、民法914条に基づく債務者および保険契約⁽¹⁹⁾に基づくその他の債務者が義務を負うときは、債務共同体（Pflichtgemeinschaft）を根拠づけるものではなく、それゆえに、民事訴訟法第74条第1号第1例の共同訴訟には含まれない。

3. しかしながら、（真正）連帯債務は必要的共同訴訟が問題になり、むしろ第4例による（民事訴訟法第76条第1号4例の選択：各共同訴訟人に対して相

(15) *Gesiou-Faltsi* : oben S 251, 249-260, 267. *Delikostopoulos-Sinaniotis* : oben 77 I 2. *Kerameus* : oben S. 263. *K. Beys* : Dike 5 S. 136. *Areopag* 83/1977 NoB 25 S. 1124. *BerufGerAthen* 5687/1975 *Armenopoulos* 30 S. 76.

(16) *K. Beys* : ZPO 74 S. 403. Vgl. *M. Karasis* : oben S. 59 und *Georgiades-Stathopoulos* : AK 494 Nr. 5 S. 707-701.

(17) *K. Beys* : Dike 5 S. 136.

(18) *Delikostopoulos-Sinaniotis* : oben, Anm. 16.

(19) *P. Vallindas* : oben Nr 7 und *Beys* : ZPO 74 S. 403.

互に矛盾した判決を下すことができない場合)との見解が主張されている⁽²⁰⁾。連帯債務の場合、実体法の領域では合一的法律関係が問題になることを前提に、この合一的法律関係を通じて求められる目的と連帯債権者間もしくは連帯債務者間の単一の債務とを結びつける同様の目的論的關係を形成する。この第2の見解によればまた、この合一的連帯債務関係と同様、すべての連帯債権者もしくは連帯債務者にあてはまる特別な法律効果の存在または不存在は、ひとつの共通する手続きの中で行なうことを不可欠とする、という原則を打ち立てる。これによれば、既判力の主体的効果に関するもの、すなわち民法第486条が掲げるものは、民事訴訟法第76条の第4例の必要的共同訴訟の要件と矛盾する。のみならず、既判力の主体的効果は、連帯債権者もしくは連帯債務者の場合によってはおこり得る後続の訴訟追行、または連帯債権者もしくは連帯債務者の利益に反するものを認めることになる。これはまた必要的共同訴訟制度に背離する相互に矛盾した判決言渡しの可能性（したがって危険）でもある。

〔資料〕

ギリシャ民法

第12章 連帯債務関係

第480条 数人が可分給付を負担する場合、または、数人が可分給付を請求しうる場合、不確かなときは、各債務者は平等の一部の義務を負担し、また、各債権者は平等の一部の権利を有する。

第481条 数人の債務者が同一給付を負担する場合で、各債務者は全給付を負担する義務を有するが、債権者は全給付を一度に請求する権利を有するときは、連帯債務が成立する。

第482条 連帯債務の場合、債権者は、債務者のうちのひとりを任意に選んで給付の全部または一部を請求することができる。全給付の履行がなされるまで、全債務者は残額について債務を負担する。

(20) Mitsopoulos : Dike 10 S. 191 und 196-197 Anm. 59. Rammos : Handbuch des ZPR (gr.) § 33 V S. 54. Einzelrichter-Landgericht Athen 3518/1973 Dike 5 S. 136.

第483条 共同債務者 (Mitschuldner) のひとりがなした債務の弁済は、その他の債務者に対しても効力を生ずる。代物弁済、免除の約定、公的な供託、更改および相殺について同じ。

連帯債務者のひとりが有する債権を、その他の債務者は、債権者に対して相殺の援用を主張することはできない。

第484条 連帯債務者のひとりに対する免除は、その他の債務者に対する免除の目的を以て合意がなされたときに限り、またその効力が生ずる。債務者のひとりに対してなされた期間の確定についてまた同じ。

第485条 連帯債務者のひとりに対する債権者遅滞は、その他の債務者のためにもその効力を生ずる。

第486条 連帯債務者のひとりについて生じたその他の事由は、その連帯債務関係から特段の事由が判明しない限り、その他の債務者に対して利益にも不利益にも効力を及ぼさない。このことは特に、督促、解約告知、遅滞、過失、連帯債務者のひとりの履行不能、時効、時効の中断および停止、混同、および既判力のある裁判について同じ。

第487条 連帯債務者は、その連帯債務関係から特段の事由が判明しない限り、相互に平等の一部を負担しなければならない。

いずれかの連帯債務者が給付を負担し、あるひとりの連帯債務者から取り立てることのできなかつたものは、その連帯債務者とその他の債務者間で同等の割合を以て負担する。

第488条 連帯債務者のひとりが債権者に弁済し、その他の債務者に対する求償権がその債務者に帰属する限り、その債務者はその債権者の権利を主張する。

第489条 同一給付について数人の債権者が存する場合で、各債権者は全給付を請求する権利を有するが、債務者がその給付を一度に負担する義務を負うときは、連帯債権とする。

第490条 連帯債権の場合、債務者は、債権者のひとりが債務者に対して訴えの提起をしていない限り、債権者のうちのひとりを任意に選んで弁済することができる。

第491条 債権者のひとりに対して弁済、代物弁済、免除の約定、公的な供託、更改、相殺、または混同がなされたとき、その債権は、その他の債権者に対する関係においてまた消滅する。このことは、債権者のひとりにより債務免除がなされた場合、その免除がかかる目的を以て合意された限り、また同じ。

債権者のひとりによる遅滞は、その他の債権者に対しても効力を生ずる。

第492条 債権者のひとりにつき生じたその他の事由は、その他の債権者に対して利益にも不利益にも効力を生じない。ただし、その他の事由が連帯債権関係から生ずるときはその限りでない。

第493条 数人の債権者は平等の割合で平等の一部の権利を有する。ただし、その他の事由がその関係から生ずるときはその限りでない。

第494条 数人が不可分給付を負担するときは、連帯債権に関する規定を適用する。

不可分給付が金銭債務に更改したときは、可分給付とする。しかし不可分給付が、ひとりもしくは数人の債務者の過失または遅滞により履行をなすことができなくなったときは、これら者は連帯債務者として責めを負い、その他の債務者は債務関係から離脱する。

第495条 数人が不可分給付を請求しうるときは、数人が法規または法律行為に基づき連帯債権者ではない限り、債務者は、総債権者に共同的に (gemeinschaftlich) 履行をなし、また、各債権者は総債権者への履行を請求することができる。

債権者のひとりにつき生じた事由は、その他の債権者に、利益にも不利益にも効力を生じない。

* 本稿は、コモティニ大学コンスタンティノス・パナゴポウロス助教授 (Ass Prot. Dr. Konstantinos Panagopoulos) が、1994年9月23日シンポジウムにおいて行った報告の翻訳である。報告の原題名は Gesamtschuld und Streitgenossenschaft.

翻訳担当 齋藤 哲
島根大学助教授